

令和7年度兵庫県農業・農村施策に関する意見

～ 持続可能な農業・農村の創造に向けて ～

令和6年11月

兵庫県農業会議

はじめに

農業・農村をとりまく国内外の社会経済等の諸情勢は常に変化しています。

国際面では、地球規模の気候変動環境、感染症問題、人口増減の偏在、経済のグローバル化と相互依存が進む一方で、途上国・新興国の台頭による国際社会の多様化や、国際秩序を揺るがすロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナの対立が生じています。

国内においては、人口の高齢化と少子化、バブル崩壊以降のコストカット経済からの脱却、人手不足の深刻化、社会の情報化やデジタル化、地震等の自然災害への対応、進まない地域創生などが解決すべき課題となっています。

こうした中で約四半世紀ぶりに食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、地域社会が維持される農村の振興を内容とする食料・農業・農村基本法が改正・施行され、関連法の制定や改正も進められています。

兵庫県内では、土地利用型の大規模経営体や集落営農組織等とともに、小規模ながらも持続的な農業経営体、さらには自給的農家等が農業と農村社会を支えています。こうした特色も踏まえ、多様な担い手の参画と協働による持続可能な農業構造を目指した各種施策が展開されています。そうして今般「ひょうご農林水産ビジョン2030」の見直し作業が始まり、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定も急ピッチで進められています。

このような社会経済情勢や国・県における政策動向の中で、農業・農村が安全で良質かつ多様な食料を提供することはもとより、生産活動を通じて県土の保全や自然環境の保護、景観形成など豊かで潤いのある県民生活に欠かせない多面的機能を有していることの重要性が再認識されています。

これまで農業委員会や関係団体とともに協議した意見や認識等を踏まえ、農地利用の最適化と農業・農村施策に関する事項に取りまとめましたので、農業委員会等に関する法律に基づき提案いたします。

つきましては、関係機関において令和7年度施策に反映していただくようお願いいたします。

農地利用の最適化に関する事項

- I 地域計画への支援
- II 多様な担い手の確保・育成
- III 農業委員会の体制強化

農業・農村施策に関する事項

- I 食料安全保障の確立に向けた施策の推進
- II 農業生産・経営・技術に対する支援強化
- III 農村の持続的発展
- IV 都市農業の振興

農地利用の最適化に関する事項

I 地域計画への支援

1 市町・農業委員会への支援

県内約 3,000 地区で地域計画が策定されることとなった。地域計画は農業・農村の現状と課題を踏まえた将来のビジョンで、策定にあたっては農家や農業関係団体、地域住民との話し合いや意見がもとになっている。

この計画を実現するためには、引き続き地域での話し合いを行い、市町・農業委員会などの関係機関と相互に連携して取り組む必要がある。

このため、県においても地域計画の実現状況の確認や検証を行い、地域の実情に応じた市町・農業委員会等に対する支援を継続すること。

また、県農林（水産）振興事務所において、計画変更の手続きや計画実現のための補助事業の相談等に対してきめ細かく対応する体制整備を検討すること。

2 地域活動への支援

地域計画で描いた将来の姿を実現していくためには、認定農業者だけでなく自給的農家や地域住民の参画と協働のもと、地域全体で取り組むことが必要である。

このため、農業・農村における地域ぐるみの活動の重要性についての理解醸成や、多様な活動に対する助言や協力などの支援を強化すること。

3 農地中間管理事業の充実

地域計画の実現には、農地中間管理機構が大きな役割を担うこととなる。令和 7 年度からは、これまで市町が作成する農用地利用集積計画で行われていた権利設定が農地中間管理事業に一本化されること、契約満期に伴う更新手続きがピークを迎えることなど、業務量の大幅な増加が見込まれる。

農地貸借事務を円滑に進めるため、以下の対策等を講じるとともに、予算確保や制度改正について国に強く要請すること。

(1) 農地中間管理機構の体制強化

農地中間管理機構への県派遣職員の増員など、業務量の増加に対応した執行体制の強化を図ること。

(2) 市町等との協力体制の構築

地域計画に基づく農地貸借を円滑に進めるうえでの市町や農業委員会の役割等を明示し、農地中間管理事業に対する協力体制を構築すること。

また、農地中間管理事業への市町協力を地域計画の達成に必要な業務として明確に位置づけ、これに必要な支援を行うよう国に要請すること。

(3) 事業予算の確保

職員の増員や給与改定に対応した人件費、協力市町に対する業務委託費、増加する借受農地の保全管理費などに対応できる十分な予算を確保すること。

(4) 事業実施に伴うリスクへの対応措置

取扱件数の増加に伴う未収金等のリスク案件に対する保証制度や、突発的な保全管理や原状回復に要する経費に柔軟に対応できる予算制度を創設すること。

4 農地転用における地域計画変更の運用改善

地域計画の区域内の農地転用について、関係機関の協議で地域計画の達成に支障がないと認めた場合には、転用に伴う地域計画の変更を転用後に行えるよう運用改善を国に要望すること。

5 遊休農地の利用促進

遊休農地を農地として利用する希望がある担い手に対しては、農地として利活用に必要な草刈りや耕起などの費用への助成の拡充、遊休農地活用奨励金の創設などの支援を強化すること。

あわせて、更なる遊休農地化を防ぐため、山際などの条件不利農地の保全・活用について地域の実情に応じた支援を推進すること。

6 所有者不明農地（相続未登記農地）等への対策の推進

今年4月からの相続登記の義務化を踏まえ、県としてもその周知を図るとともに、所有者不明農地の発生防止や活用に向けた取組を推進するため、市町農業委員会及び都道府県農業会議に対する予算の充実を国に要請すること。

7 地域計画に関連する施策等の情報提供

地域計画を推進する各種施策の見直しや計画の有無によって助成対象・助成内容等が異なる、いわゆる紐づけ予算の動向について、国からの情報収集に努めるとともに、適時関係機関へ情報提供すること。

II 多様な担い手の確保・育成

ひょうご農林水産ビジョン2030が目指す「基幹産業として持続的に発展する農（林水産）業」の実現に向けては、中核的な担い手の確保・育成が重要であることはもとより、半農半Xや障害者などの参画、繁忙期の短期労働力や外国人労働者の確保など、関係人口の増加や多様な人材の確保・育成、参画促進が必要である。

このため、以下の取組を推進すること。

1 新規就農者の確保

(1) 就農促進に向けた関係機関との連携体制の構築

市町、JAなどの関係機関と連携した就農相談会の開催回数を増やすとともに、県のホームページやSNSによる情報発信に限らず就農促進に向けた活動を積極的に行うこと。

また、農業高校生や農業大学校生の就農促進に向けて教育機関や農業関係団体と情報を共有するなど、関係機関との連携を強化すること。

(2) 就農支援センターの体制整備等

農業経営基盤強化促進法の改正を踏まえ、新規就農者の確保に向け、農外からの新規参入者や定年帰農者等の相談窓口である県及び地域の就農支援センターと関係機関との連携を強化すること。

また、就農支援センターの円滑な業務運営ができるよう、必要な人員・事業予算等を安定確保できる体制を強化すること。

(3) 新規就農者の定着支援

新規就農は農業に係る初期投資だけでなく地域に居住した場合は生活に係る経費も必要なことから、新規就農者を地域に誘導する担い手定着応援プランの取組に経営開始資金や雇用就農資金、経営発展支援事業等の支援策を連動・優先採択するなど、定着への支援を行うこと。

(4) 土地利用型農業への参入促進

土地利用型農業は、相当規模の農地が必要なことや高額な機械への初期投資がネックとなり親元就農以外での新規参入が難しい。このため、参入の入り口として就農希望者を雇用する土地利用型経営体への支援を強化すること。

(5) 女性農業者の参画促進

農業・農村の持続的発展に向けては、本県の基幹的農業従事者の3割を占める女性がジェンダーフリーで活躍する社会の構築が求められるが、現状では経営の中核的な役割を担う者や認定農業者はいまだ少数で、その能力が十分発揮されているとは言い難い状況にある。

このため、女性農業者の確保・育成はもとより、法人経営への参画や家族経営協定締結を促すなど、農業・農村の様々な場面における女性の活躍の機会をさらに広げ、その活動を支援すること。

(6) 経営継承の仕組みの構築

畜産や果樹など地域資源品目の担い手が高齢化や後継者不足により廃業すると地域農業に及ぼす影響は非常に大きい。一方でこれら品目は就農時の初期投資が大きいというえに、経営が軌道に乗るまでに相当の期間を要することから新規就農者が少ない。

このことから、これらの品目を次世代に引き継ぐ第三者継承を含む経営継承の仕組みを構築すること。

(7) 農業後継者育成基金の造成の検討

昭和61年に県、市町、JAの出資により10億円を造成して始まった農業後継者育成基金は、当初は高い運用利回りを活用して農業後継者への支援施策を実施していた。

しかし、その後の低金利時代に入り、運用益では事業展開が困難となったため、平成30年度からは基金を取り崩して事業を実施しており、令和5年度末現在で約5億5千万円の残高で、このままでは近い将来、基金が枯渇することが見込まれている。

一方、農業振興・農村活性化のためには、多様な農業後継者の育成は依然として最重要課題であり、国の補助事業等の支援策を補完し長期的かつ安定的に事業が継続できる柔軟な施策が必要と考えられる。

このため、県が主体となって市町・JAとともに基金の再造成又は同等の制度の創設を検討すること。

2 認定農業者の経営対策

(1) 経営能力向上

販売促進や労務管理など認定農業者の経営管理の合理化、経営改善を図るため、専門的コンサルタントやアドバイザーによる直接指導やひょうご農業MBA塾などの経営能力に応じたカリキュラムの充実など、ソフト面からの支援を強化すること。

特に、ひょうご農業MBA塾については、兵庫県農業の中核を担う者を多く輩出するなど研修効果が高い。開始（H22年度）から15年が経過していることもあり、現在の研修内容の見直しと修了生を対象とした学び直しや経営計画の更新等について支援を強化すること。

(2) 農業施設・機械の整備等の支援

農業経営の多様化、経営安定に必要な農業施設貸与事業や農業経営スマート化促進事業の補助対象者及び対象となる施設・機械を拡充するとともに、補助上限額と予算の増額を図ること。

(3) 先進技術導入の促進

高品質生産や低コスト管理等の先進技術の導入を加速するため、最新の事例を習得できる研修や体験会などの機会を増やすこと。

(4) 収入保険制度等の充実

緊急事態の備えとして収入保険制度を推進すること。その前提となる複式簿記・青色申告の推進や保険料負担の軽減を図るとともに、国に対して申請事務の簡素化を要望すること。また、事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

3 集落営農組織への支援

(1) 法人化による経営確立と多様な人材の参画推進

集落営農組織は本県農業にとって重要な役割を担っている。このため、兼業農家や女性、高齢者など多様な担い手の農業への参加を促すインセンティブや就業条件の整備を推進するため法人化への支援を強化すること。

(2) 集落営農組織の体制の維持、強化

構成員の高齢化により集落営農組織の維持が難しくなっていることから、組織統合などにより運営体制の維持、強化を図るとともに、土地利用型農業を目指す担い手や農業への参入を考える企業への継承など地域農業を継続するための方策について検討すること。

4 多様な担い手や労働力の確保

(1) 情報発信の強化

農業参入に関心のある田舎暮らし希望者や企業、ボランティアなどを対象に、積極的に地域の農業・農村情報や支援体制施策などの情報の発信を強化すること。

(2) 農業関係人口の増加推進

地域農業・農村の活性化に寄与するいわゆる半農半Xや田舎暮らしなどの定住関係人口を増やすための総合的な支援策を講じること。

(3) 補完的な労働力確保

人材登録制度、経営品目や農繁期が異なる産地間での人材リレー制度の創設等により、補完的な労働力確保の体制を整えること。

(4) 外国人材の受け入れ体制の整備

今後、外国人材の受け入れが増加すると見込まれる。県・市町は外国人材の受け入れにあたり、就労・生活環境の整備を支援すること。

(5) 農福連携の推進

農業分野での労働力不足の解消と障害者等の生きがいの創出や社会参画をさらに進めるため、農業者と福祉事業所等とのマッチングなど農福連携に対する支援の充実・強化を図ること。

Ⅲ 農業委員会の体制強化

1 農業委員会交付金等の予算増額

農業委員会の活動や運営の基盤であるにもかかわらず、長期に据え置かれている農業委員会交付金の増額を、市町関係団体と連携し国に強く要望すること。

農業委員会サポートシステムに必要なデータ整備費の補助増額を国に強く要望すること。また、農業委員会活動への支援を強化するため、農業委員会ネットワーク機構補助金等の予算の充実を図ること。

2 農地利用最適化交付金の運用改善

農地利用最適化交付金における成果・活動実績の評価方法のさらなる簡素化及び交付金を申請しない農業委員会に割り当てられた分の他の農業委員会への再配分を国に強く要請すること。

3 農業委員会制度に係る事務軽減

農地・農業委員会事務が度々変更され、その度に農業委員会の事務が複雑化し事務量が増加している。事務の簡素化、軽減について国に強く要請すること。

特に、遊休農地の利用意向調査について、農地中間管理機構による借受希望者の募集が廃止されたことにより、農地所有者の意向を農業委員会から農地中間管理機構へ通知する必要性がなくなったことから、制度の見直しを国に要請すること。

4 女性委員の活躍推進

第5次男女共同参画基本計画において農業委員に占める女性の割合を30%にする等の目標が設定されている。農業委員や農地利用最適化推進委員について女性の登用を促進するための取組や、会議における保育サポートなどの女性委員の活動に対する支援を強化すること。

5 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

地域の実情に合った農業委員会の活動・運営に資するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置について、農業委員会において人数の割合が決定できる等の弾力的な運用が可能となるよう制度の見直しを国に要請すること。

農業・農村施策に関する事項

I 食料安全保障の確立に向けた施策の推進

1 改正基本法を実現する施策の推進

改正食料・農業・農村基本法において、食料安全保障の確保が新たに基本理念として位置付けられた。国民の生命維持と健康増進に欠かせない食料の自国生産強化等、食料安全保障の確立に向けた施策を積極的に推進するとともに、それに必要な安定的な財源の確保を国に要望すること。

2 農業・農村に関する理解醸成

食料安全保障を実現するためには、国民の農業・農村の重要性に対する理解醸成が不可欠である。兵庫県においては阪神淡路大震災を契機に全県民が参加し展開している先駆的、先導的な運動があり、具体的には農業関係者はもとより、消費者や福祉医療関係者、教育関係者など県民の幅広い参画と協働のもとで実施している「おいしいごはんを食べよう県民運動」である。

この活動の新展開により、本県農業の特色を活かした地産地消や農業・農村での体験・交流活動等を通じて農業・農村の理解醸成を一層推進し、国民運動の先導的役割を担うこと。

3 適正な価格形成の仕組みの確立

持続可能な農業経営の実現は、農業者の生産コストが農産物の価格に適正に反映される必要がある。このため、「適正な価格形成に関する法律（仮称）」の制定を国に強く要望すること。

あわせて、適正な価格形成の仕組みづくりに向けて、農業者が自らの生産コストが見える化する取組などを支援すること。

4 産官学連携の強化

斬新なアイデアや新しい技術を取り入れながら農業・農村の魅力発信や新商品の開発、新規事業の立ち上げ等を推進するため、農業者と商工業関係団体等と連携強化を図るための施策を強化、充実すること。

また、企業や大学など様々な分野との連携をより一層強化すること。

II 農業生産・経営・技術に対する支援強化

1 水田農業の確立

兵庫県では、都市近郊という立地を強みに施設園芸や果樹・野菜などの生産振興が図られているが、耕地面積の9割以上が水田であることを踏まえると、食料安全保障や農地維持の観点から、今後とも水稻を中心とした水田農業が果たすべき役割は大きい。

このため、引き続き需要に応じた米生産の推進に係る的確な情報提供と併せ、経営所得安定対策の着実な実施による農業経営の安定化に向け、地域の実情に応じた交付金制度（水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金）の運用について国に要請すること。

また、高温に対応した米の品種や生産技術の開発・普及、米粉の加工品開発、米飯給食等による消費拡大、日本酒の需要拡大など、持続可能な水田農業の確立に向けた対策を講じること。

2 基盤整備事業の推進

食料の安定供給、農業の持続的発展に向けては、担い手等への農地の集積・集約化と併せ、これらが効率的に営農できる生産基盤を整える必要がある。

このため、農地の大区画化や水路のパイプライン化、老朽化した施設の改修などの基盤整備事業をさらに推進するとともに、そのために必要な予算の確保と事業を円滑に実施するための体制強化を図ること。

一方、様々な要因で担い手等への農地集積が進みにくい地域も多い本県の実情を踏まえ、中山間地域等の条件不利な狭小農地や小規模農家等の営農継続に必要な簡易な基盤整備に対する支援を検討すること。

3 有機農業をはじめとする環境創造型農業の推進

有機農業をはじめとする環境創造型農業において、安定した生産方式の確立や普及を図るとともに、地域計画の策定などを通じて有機農業を行う農地のゾーニングや団地化など、生産拡大に向けた取組を支援すること。

また、有機農産物等の消費拡大や生産コストの価格への適正反映に向け、消費者や食品事業者等の理解醸成を図るとともに、県産有機農産物等を学校給食の食材として取り入れるための積極的な施策展開や財政的支援を行うこと。

4 スマート農業の推進

労働力不足に対応するため、トラクターの自動走行やドローンによる防除など、すでに実証され、実用化されているスマート農業技術を早期に普及させるとともに、ICTを活用した給排水の自動化やドローン発着場などスマート化に資する事業の制度拡充や予算確保に努め、計画的に推進すること。

あわせて、各種機械器具の操作に係る研修の機会を増やし、導入後の維持管理についても財政的な支援を検討すること。

5 普及指導員による技術指導の強化

普及指導員は地域の農業者と直接接して農業技術の指導や経営相談や農業に関する情報提供など様々な活動を行い、地域の営農活動を支えていることから、必要な人員・事業予算等を確保し、普及指導員による技術指導を強化すること。

6 耕畜連携の推進と畜産の振興

持続可能な循環型の農畜産業の実現に向け、堆肥の利用促進や飼料作物の生産拡大など耕畜連携を一層推進し、飼料価格高騰対策の抜本的な充実・強化を図るとともに国に支援策の強化を要請すること。

7 P F A S 汚染への対策強化

環境汚染物資の P F A S（有機フッ素化合物）が及ぼす健康影響についての懸念が広がっている。県民に対し、P F A S に関する正確な情報を提供するとともに、国の動向について引き続き注視していくこと。

Ⅲ 農村の持続的発展

1 日本型直接支払制度の拡充

国土保全や水源かん養、自然環境保全など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行う地域の共同活動や営農活動を支援する中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の拡充について国に要求すること。

2 農村 R M O への支援

農村の集落機能維持のため、農村 R M O（農村型地域運営組織）への支援を強化するとともに、その形成支援に取り組む中間支援組織の体制強化を図ること。

3 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による農業被害対策について、県森林動物研究センターによる効果的な被害防止や捕獲技術等に関する研究のさらなる充実を図り、防護柵の設置・修繕・更新のための助成制度や野生動物共生林整備によるバッファゾーンの設置など、地域単位での被害防止対策の充実を図ること。

また、狩猟者の確保・育成をはじめとする捕獲対策の強化、捕獲した鳥獣の広域処分施設の計画的整備、ジビエ等での有効活用の促進を図ること。

4 農村の防災・減災対策の強化

大規模自然災害に対する備えとして、ため池改修をはじめとする防災事業を着実に進めるとともに、ため池や水田貯留による洪水抑制、災害リスクの事前周知など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を一層推進すること。

また、被災後の迅速な復旧工事の実施に加え、再度災害の防止に向けた施設の強靱化や受益面積の小さいため池の統廃合など原形復旧にとどまらず、持続的な営農に向けて地域の実情に応じた整備ができる制度の創設を検討すること。

Ⅳ 都市農業の振興

都市近郊地域の営農継続と農地の維持・保全に向け、当該地域における農業後継者の確保・育成を図るとともに、用排水等の簡易な基盤整備や都市住民との交流活動の実施など、それぞれの地域に応じた多様な取組を支援すること。

また、市街化区域農地の相続税等のさらなる軽減や生産緑地指定に伴う固定資産税減収分の全額を普通交付税の対象とするよう国に要請すること。

